

星野リゾート トマムスキー場利用約款

1. 目的

株式会社星野リゾート・トマム（以下「当社」といいます。）は、当社が管理する星野リゾート トマムスキー場（以下「当スキー場」といいます。）管理区域内の利用について、以下のとおり「星野リゾート トマムスキー場利用約款」（以下、「当約款」といいます。）を定めます。

当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項については「スノースポーツ安全基準」（全国スキー安全対策協議会・2013年10月改訂版）に準じるほか、社会通念上の行動にも準じて規律されます。

2. 行動規則

スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、各人の行動には、自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任ある行動が求められます。特に次の事項にはご注意ください。

① 他の利用者への危険行為の禁止

当スキー場では、決して他の利用者の身体や持ち物に危害を与えないでください。

② 滑降時の一般的注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも他の利用者や事物を避けられるような滑り方を選んでください。

③ 先行者への配慮

後方や上方から滑ってゆく人は、先を滑っている他の利用者への妨げや、危険がないように進路・速度を選んでください。

④ 追い越し

追い越すときは、追い越される他の利用者がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を空けて追い越してしてください。

⑤ 周囲の確認

コースに合流するとき、斜面を横切るとき、又は滑り始めるときなどは、前方・後方、左右に注意して、自分自身にも他の利用者にも危険がないことを確かめてください。

⑥ コースをふさぐ行為の禁止

コース内で不用意に立ち止まらないでください。狭い所や、上方からの見通しがきかない場所は特に危険です。また、転倒した時は出来るだけ速やかにコースをあけてください。

⑦ コース利用時の注意事項

コース内を登る時、歩く時、又は立ち止まる時は、コースの端を利用して下さい。また、視界が悪い場合には、上方から滑ってくる他の利用者に特に注意をして下さい。

⑧ 流れ止めの装着

斜面で流れたとき他の利用者に危険を与えるおそれがある用具には、流れを防止する装置をつけて下さい。

⑨ 標識や警告・指示の遵守

標識や掲示物・放送等当スキー場の警告に注意し、スキーパトロールや当スキー場係員の指示に従い、事故防止に努めて下さい。

⑩ 相互扶助及び協力義務

事故に遭遇した場合は、自分自身がその事故の当事者かどうかにかかわらず、救助活動や当スキー場係員への通報にご協力ください。なお、その際、その自己の当事者かどうかにかかわらず、身元を確認させていただくことがあります。

3. 注意事項

スキー・スノーボードをする場合には、次のような危険に出遭うことがあります。当スキー場利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適な当スキー場利用にご協力ください。

- ① 降雪・雨・強風・濃霧など、天候による危険
- ② 崖・急斜面・凹凸など、地形による危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など、雪や氷の状態による危険
- ④ 岩石・茂み・切り株立ち木・露出した地表など、自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・造雪設備・建物など、人工の構造物による危険
- ⑥ 他の利用者との接近や衝突による危険
- ⑦ 自分自身の失敗による危険
- ⑧ スノーパーク利用に伴う危険
- ⑨ スキーヤー・スノーボーダーのスピードの出しすぎによる危険
- ⑩ 他のスキーヤー・スノーボーダーとの衝突による危険
- ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
- ⑬ その他、これらに類する危険

4. 禁止事項

当スキー場利用に関して以下のことを禁止といたします。以下に違反した場合、違反の程度が極めて高いものとみなし、当スキー場の判断により、リフト券没収のうえ、以降の当スキー場の利用をお断りします。

- ① 閉鎖されたコースや立入禁止の区域へ進入すること
- ② 他の利用者はもちろん、人工や自然の物体に必要以上に接近して滑走すること
- ③ リフトの運行を妨げる行為をすること
- ④ 雪上車両に意図的に接近すること
- ⑤ 表示物・掲示物・標識類を毀損すること
- ⑥ 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
- ⑦ いたずらに、コースの中を靴足のままで歩くこと
- ⑧ 指定の場所以外で、犬などの動物をコースの中に放つこと
- ⑨ アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態でスキー場へ入ること
- ⑩ 法令等で禁止された行為をすること
- ⑪ 当スキー場の個別の指示や警告に従わないこと
- ⑫ その他、他の利用者や自分自身の安全をおびやかすこと

5. 徐行義務

当スキー場利用者は、以下の状況では徐行してください。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- ④ 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- ⑤ ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき
- ⑥ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
- ⑦ リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
- ⑧ コースの合流地点やコースが狭いところ
- ⑨ コースの脇や末端に近づいたとき
- ⑩ リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑪ コースが混雑しているとき
- ⑫ キッズエリア(子供用ゲレンデ)に近づいたとき
- ⑬ 業務のために出動しているパトロール隊員や運行している雪上車両に近づいたとき

⑯ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

6. スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守ってください。

- ① 掲示板などの注意書に従ってください。
- ② 自らの能力と技術の範囲内で滑走してください。
- ③ 着地点の周囲の安全を確認してからスタートしてください。
- ④ ヘルメットその他必要な防具を着用してください。

7. 子供の保護者・付添人の責務

子供の保護者および付添人は次のことを守ってください。

- ① 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないよう努めてください。
- ② 保護者・付添人は子供に対して、当スキー場で守るべきルール（当約款並びに当スキー場の行動規則及び注意・禁止事項等）について正しく理解をさせ、遵守させるよう努めてください。

8. リフト券の利用

- 1. 当スキー場に責めに帰すべき事由によりサービスの提供ができない場合を除き、リフト券のキャンセル、変更及び交換は承っていません。
- 2. リフト券の転売及び、転売により譲り受けた券を使用する行為は禁止します。
- 3. リフト券の損傷及び紛失について当スキー場は一切責任を負いません。
- 4. 全索道の運転が終日出来ないときは、払戻しを行います。風雪などにより運転に危険を生ずる恐れから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。
- 5. 当スキー場においてレッスン行為等の収益活動・販売促進活動を行う者は、当スキー場オフィシャルスクール（トマムスノーアカデミー、クラブメッドトマムスキー＆スノーボードスクール）その他の当スキー場が認めた場合を除き、「星野リゾート トマムスキー場 商業登録制度」（以下「商業登録制度」という。）に定められた方法により、事前申請の上で商用リフト券を購入して下さい。
- 6. 当スキー場利用者は、係員がリフト券の提示又はゴーグル等の取り外しを求めたときは従ってください。従わない場合には、以降の当スキー場の利用を禁止し、リフト券を無効とすることがあります。

9. 賠償請求及び費用負担

- 1. 当スキー場は、当スキー場の行動規則、注意・禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当スキー場に損害又は費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求させていただきます。
- 2. 当スキー場管理区域の外に出たスキー場利用者又はその知人等から当スキー場に遭難救助の申告があったときは、当スキー場が単独で又は関係官公庁等と協力して救助活動を行いますが、当スキー場は救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキー場利用者に請求させていただきます。
- 3. 当スキー場は、当スキー場利用者の管理下のスキー・スノーボード及び雪上滑走用具等の破損・盗難に対しては責任を負いかねます。

10. 不可効力

天災その他の不可抗力に基づく事由により、当スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、当スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

11. 収益活動・販売促進活動

1. 当スキー場において、レッスン行為等の収益活動・販売促進活動を行うことができるのは、当スキー場オフィシャルスクールその他の当スキー場が認めた場合を除き、商業登録制度に登録している場合に限られます。未登録者が収益活動・販売促進活動を行っている場合には、リフト券没収のうえ、当スキー場の利用をお断りします。なお、未登録者の収益活動・販売促進活動の相手方（顧客）に対しても、リフト券没収のうえ、当スキー場の利用をお断りする場合があります。
2. 当スキー場は、未登録者による収益活動・販売促進活動を防止するために、当スキー場利用者の違反行為の取締り（撮影等による証拠保全を含みます。）を行う場合があります。

12. その他

1. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体及び反社会団体員等（暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。
2. 当約款について紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
3. 当約款は、民法上の定型約款に該当し、当約款の各条項は、利用者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
4. 当約款の変更は、当約款の変更内容が適切な方法で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

附則

（最終変更日）

2025年8月1日

（効力発生日）

2025年8月1日